

北 本 市 教 育 委 員 会 令和 8 年 7 月 定 例 会 会 議 録					
1 日 時	令和8年7月23日（木） 午後2時00分から3時8分まで				
2 場 所	北本市役所 会議室3-F				
3 教育長の氏名	宮尾孝				
4 出席した委員の氏名	一	委員 黒川範子	二	委員 関根桂子	三 委員 森田高正
	四	委員 北條規	五	委員 高橋和美	
5 欠席した委員の氏名					
6 説明のため出席した職員	坂口教育部長、赤塚教育部副部長兼生涯学習課長、磯野教育部参事、古畑教育総務課長、笹原学校教育課長、田口学校教育課副課長、坂詰生涯学習課副参事、長島文化財保護課長				
議案及び報告件名	議 事 の 大 要				
1 開会の宣言	宮尾教育長： 令和8年北本市教育委員会7月定例会を開会する。				
2 会議録の承認について	宮尾教育長： 令和8年北本市教育委員会6月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 宮尾教育長： 当該議事録については、承認としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 当該議事録は、承認する。				
3 会議録署名委員の指名について	宮尾教育長： 本日の会議録の署名委員については、4番の北條委員に願います。				
4 議事の取扱い	宮尾教育長： 本日の案件は、報告事項が6件、審議事項が2件である。 なお、本日の教委報告第42号、第43号については、個人情報に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 教委報告第42号、第43号については、「非公開」審議とする。				
5 報告事項(公開案件)	宮尾教育長： 報告事項の議案に入る。				
(1) 教委報告第	宮尾教育長： 教委報告第38号「教育長の決裁処分の報告について」につ				

38号「教育長の決裁処分」の報告について」	いて、生涯学習課より説明をお願いする。 赤塚生涯学習課長：（教委報告第38号の説明）
	宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第38号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(2) 教委報告第39号「北本市ラーケーション制度の導入（通称：とまちゃんふれあいデー）について」	宮尾教育長： 教委報告第39号「北本市ラーケーション制度の導入（通称：とまちゃんふれあいデー）について」について、学校教育課より説明をお願いする。 笹原学校教育課長：（教委報告第39号の説明） 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 北條委員： このような制度を導入することはすごく良い。 共働きの家庭にとって良いのではないか。 授業の進み具合等を考慮して欠席した場合に大丈夫かどうかについては、先生がアドバイスをしてあげて欲しい。 宮尾教育長： 運用の際に参考にしたい。 高橋委員： 子供たちに向けては周知をするのか。 笹原学校教育課長： 子供を通して、周知のためのチラシを配る予定である。 高橋委員： 子供が制度を知っていれば、子供が主体でどこに行きたいか親に要望出来るのではないか。 また、子供同士で行った場所についても、情報交換が出来ると思う。 笹原学校教育課長： 実施後、子供達がどのような経験をしてどのようなことを学んだのかについて、確認していく。 森田委員： このラーケーション制度は県からの指示があったのか。 宮尾教育長： 市が独自に実施するもの。

(3) 教育報告第 40号「北本	森田委員：本市では共働きの方が多く、「親子のコミュニケーションが取れない」といった意見があり、この制度が検討されたのか。 笹原学校教育課長：北本市が他市町よりも共働きが多いというデータは特に無い。 制度を作った理由は、家族との繋がりの一助にして欲しいというもの。 森田委員：活用についての懸念点はあるか。 笹原学校教育課長：当初、この制度を作ろうと考えたときに、様々な懸念が想定されたが、まずは効果に重点を置き、運用を開始したい。 森田委員：保護者が自分の子供と他の家庭の子供を一緒に連れて行くのは大丈夫か。 笹原学校教育課長：申請用紙に誰と行くか記載してもらおうが、家族の名前を記載することになっている。 家族に限ると注意書きで入れている。 関根委員：この制度の実施後のアンケートは、保護者だけか。 子供にも簡単なアンケートを行った方が良い。 坂口教育部長：保護者へのアンケートの中で、子供の感想についても聞き取りが出来る。 方法については検討させていただく。 宮尾教育長：制度が始まると課題が生じる可能性もある。 何か気づいたら意見をいただきたい。 宮尾教育長：他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長：教委報告第39号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長：本件は、了承とする。 宮尾教育長：教育報告第40号「北本市文化財保存活用地域計画の認定について」について、文化財保護課より説明をお願いする。
-----------------------------	--

市文化財保存活用地域計画の認定について」	長島文化財保護課長： （教委報告第40号の説明） 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第40号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
(4) 教育報告第41号「堀ノ内館跡第5次発掘調査について」	宮尾教育長： 教育報告第41号「堀ノ内館跡第5次発掘調査について」について、文化財保護課より説明をお願いします。 長島文化財保護課長： （教委報告第41号の説明） 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 森田委員： 産地不明の破片が出てきたとのことだが、産地が分かっている土器等の破片は出てきたのか。 磯野教育部参事： 愛知県常滑市が産地である破片が出土している。本市に運ばれた時期を専門家に分析してもらうよう検討している。 森田委員： 鎌倉時代に瓦が焼かれていた窯が鳩山や滑川にあるが、瓦はそこから来ているのか。 磯野教育部参事： 鳩山の窯は、平安時代、8世紀か9世紀くらいが中心になっており、時期が異なるため、直接は関係しない。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第41号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
6 審議事項(公開	宮尾教育長： 審議事項の議事に入る。

案件)	宮尾教育長： 教委議案第 28 号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価報告書について」について、教育総務課より説明をお願いします。
(5) 教委議案第 28 号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価報告書について」	古畑教育総務課長： (教委議案第 28 号の説明)
	宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。
	北條委員： 前年度の評価と今年度の評価で変更になった理由をしっかりと把握出来れば、今後に繋がるのではないか。
	宮尾教育長： 外部評価者の先生から、経年変化を踏まえた意見・指摘をいただいております、大変有難いと感じています。
	教育総務課： 外部評価の際には、昨年度から評価が変更になった項目を主として説明している。 外部評価での意見は今後の施策に繋げていくことになる。
	宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。
	— 特に意見なし —
	宮尾教育長： 教委議案第 28 号については、可決としてよいか。
	— 各委員、了承 —
	宮尾教育長： 本件は、可決とする。
(6) 教委議案第 29 号「市指定天然記念物「高尾カタクリ自生地」における指定地の見直しについて (答申)」	宮尾教育長： 教委議案第 29 号「市指定天然記念物「高尾カタクリ自生地」における指定地の見直しについて (答申)」について、文化財保護課より説明をお願いします。
	長島文化財保護課長： (教委議案第 29 号の説明)
	宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。
	— 特に意見なし —
宮尾教育長： 教委議案第 29 号については、可決としてよいか。	— 各委員、了承 —

7. 報告事項(非公開案件) (7) 教委報告第42号「北本市青少年指導委員会委員の委嘱について」 (8) 教委報告第43号「北本市青少年問題協議会委員の委嘱について」 8 その他	宮尾教育長： 本件は、可決とする。 宮尾教育長： 非公開案件の報告事項の議事に入る。 宮尾教育長： 教委報告第42号「北本市青少年指導委員会委員の委嘱について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： (教委報告第42号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第42号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。 宮尾教育長： 教委報告第43号「北本市青少年問題協議会委員の委嘱について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： (教委報告第43号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第43号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。 宮尾教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。 学校教育課： (令和8年度北本市教育委員会委員の学校訪問について) 教育総務課： (旧給食センター学校給食費及び入学準備金に関する未納金の債権放棄について) 森田委員： 入学準備金については、何年間でいくらぐらいの未納金があるのか。
--	---

9 閉会の宣言	学校教育課： 平成10年度から現在までで、10人分で合計210万2600円である。 宮尾教育長： 困っている市民を援助するために作られた入学準備金の制度であるが、返す意思が無い人もいて、事務局職員も辛い思いをしながら、督促状を出したり、電話をかけたり、訪問を行ったりした。 学校給食費の未納金も同様であり、決算審査の指摘も踏まえて、法務相談をした上で対応する。 宮尾教育長： 以上をもって、北本市教育委員会7月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和8年8月24日 教育長 宮尾 孝 署名委員 北條 規 書記 落合 元

